

事 務 連 絡
平成20年 9 月 20日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

中国産加工食品のメラミンに係る取扱いについて

中国産牛乳及び乳製品のメラミンに係る取扱いについては、その輸入届出を保留するよう指示しているところですが、今般、中国から輸入した加工食品の原料の一部に、中国において牛乳へのメラミンの混入が確認された製造者からの牛乳を使用していることが確認され、事業者による自主回収が行われる旨の情報提供がありました。

については、今後、届出される中国産加工食品については、下記により取り扱うこととしたので、ご留意のうえ実施方よろしくお願いします。

記

1. 中国から輸入される乳及び乳製品並びに加工食品の輸入者に対し、原材料に使用された乳及び乳製品にメラミンの混入の問題がないか、点検するよう指導すること。
2. 中国から輸入される食品のうち、原材料に乳及び乳製品を使用した食品については、輸入者に対しメラミンの自主検査を指導すること。
3. 輸入者が実施する自主検査において、メラミンが検出された場合にあっては、食品衛生法第10条違反として措置すること。